

平成 2 6 年 度
第 1 回 柏市健康福祉審議会
全 体 会

会 議 資 料

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

柏 市 保 健 福 祉 部

目 次

1	柏市健康福祉審議会委員名簿	1
2	各専門分科会の構成案（事務局案）	2
3	諮問	
	(1) 第6期柏市高齢者いきいきプラン21の策定について	5
	(2) ノーマライゼーションかしわプランの策定について	7
	(3) 第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について	9
	(4) 第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について（民生委員・児童委員の基準定数について）	11
	(5) 第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について（介護サービス事業者等の基準について）	13
4	各部署の事業概要等について	
	・保健福祉部の主な事業	15
	・保健所の主な事業	19
	・こども部の主な事業	21
	・保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿	23
5	資料	
	(1) 平成26年度柏市健康福祉審議会開催予定	24
	(2) 柏市健康福祉審議会の構成	25
	(3) 柏市健康福祉審議会条例	26

1 柏市健康福祉審議会委員名簿

敬称略

No.	氏 名	よみ	所属など
1	相 原 宏 恵	アイハラ ヒロエ	公募委員
2	阿 部 和 子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
3	池 田 一 美	イケダ ヒトミ	柏市立田中北小学校校長
4	今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
5	岩 井 隆 典	イワイ タカノリ	千葉県立柏特別支援学校校長
6	植 野 順 子	ウエノ ジュンコ	柏市介護支援専門員協議会代表
7	大久保摩利子	オオクボ マリコ	柏市医師会理事
8	金 江 清	カナエ キヨシ	柏市医師会会長
9	川眞田喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
10	小 林 正 之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
11	小 松 幸 子	コマツ サチコ	柏市議会議員
12	齊 藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
13	佐 藤 嘉 二	サトウ ヨシジ	社会福祉法人桐友学園理事長
14	鈴 木 五 郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
15	鈴 木 成 幸	スズキ シゲユキ	柏市立逆井小学校校長
16	鈴 木 美岐子	スズキ ミキコ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
17	須 田 仁	スダ ヒトシ	柏市地域包括支援センター運営協議会代表・聖徳大学准教授
18	妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
19	竹之内 明	タケノウチ アキラ	公募委員
20	溜 川 良 次	タメカワ ヨシツグ	柏市私立幼稚園協会会長
21	長 瀬 慈 村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
22	中 谷 茂 章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会会長
23	中 野 しのぶ	ナカノ シノブ	柏市手をつなぐ育成会会長
24	鍋 島 佳代子	ナベシマ カヨコ	元柏市保育課長, 元社会保障審議会少子化対策特別部会委員
25	平 野 清	ヒラノ キヨシ	柏市医師会理事
26	古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
27	堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
28	水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授
29	望 田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市母子寡婦福祉会会長・柏市赤十字奉仕団代表
30	森 山 直 人	モリヤマ ナオト	千葉県柏児童相談所所長
31	山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
32	横 尾 好 永	ヨコオ ヨシナガ	柏市介護サービス事業者協議会会長
33	吉 田 勝 彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長
34	吉 野 一 實	ヨシノ カズミ	柏市老人福祉施設協議会会長
35	渡 部 利 一	ワタベ トシカズ	柏市中心身障害者福祉連絡協議会代表

2 各専門分科会 構成案(事務局案)

■民生委員審査専門分科会

氏名	よみ	所属など
鈴木 成 幸	スズキ シゲユキ	柏市立逆井小学校校長
妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
望 田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市母子寡婦福祉会会長・柏市赤十字奉仕団代表
山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
吉 田 勝 彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長

■高齢者健康福祉専門分科会

氏名	よみ	所属など
今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
植 野 順 子	ウエノ ジュンコ	柏市介護支援専門員協議会代表
須 田 仁	スダ ヒトシ	柏市地域包括支援センター運営協議会代表・聖徳大学准教授
竹之内 明	タケノウチ アキラ	公募委員
平 野 清	ヒラノ キヨシ	柏市医師会理事
古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授
山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
横 尾 好 永	ヨコオ ヨシナガ	柏市介護サービス事業者協議会会長
吉 野 一 寛	ヨシノ カズミ	柏市老人福祉施設協議会会長

■障害者健康福祉専門分科会 ※印の2名については審査部会委員も兼ねる

氏名	よみ	所属など
岩 井 隆 典	イワイ タカノリ	千葉県立柏特別支援学校校長
金 江 清(※)	カナエ キヨシ	柏市医師会会長
川眞田喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
小 林 正 之(※)	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
小 松 幸 子	コマツ サチコ	柏市議会議員
齊 藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
佐 藤 嘉 二	サトウ ヨシジ	社会福祉法人桐友学園理事長
鈴木 五 郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
鈴木 美岐子	スズキ ミキコ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
中 野 しのぶ	ナカノ シノブ	柏市手をつなぐ育成会会長
渡 部 利 一	ワタベ トシカズ	柏市中心身障害者福祉連絡協議会代表

■児童健康福祉専門分科会

氏名	よみ	所属など
相 原 宏 恵	アイハラ ヒロエ	公募委員
阿 部 和 子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
池 田 一 美	イケダ ヒトミ	柏市立田中北小学校校長
大久保摩利子	オオクボ マリコ	柏市医師会理事
鈴 木 美岐子	スズキ ミキコ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
溜 川 良 次	タメカワ ヨシツグ	柏市私立幼稚園協会会長
鍋 島 佳代子	ナベシマ カヨコ	元柏市保育課長, 元社会保障審議会少子化対策特別部会委員
望 田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市母子寡婦福祉会会長・柏市赤十字奉仕団代表
森 山 直 人	モリヤマ ナオト	千葉県柏児童相談所所長

■地域健康福祉専門分科会

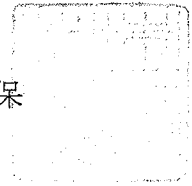
氏名	よみ	所属など
今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
小 林 正 之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
小 松 幸 子	コマツ サチコ	柏市議会議員
鈴 木 五 郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
齊 藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
長 瀬 慈 村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
中 谷 茂 章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会会長
古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授
山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
吉 田 勝 彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長



柏保保第70号
平成26年5月15日

柏市健康福祉審議会
会長 様

柏市長 秋 山 浩 保



第6期柏市高齢者いきいきプラン21の策定について
(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

- 1 内容
第6期柏市高齢者いきいきプラン21の策定について
- 2 添付書類
別紙のとおり

第6期柏市高齢者いきいきプラン21の策定について

1 概要

「柏市高齢者いきいきプラン21」は、介護保険事業計画として、地域の介護ニーズを的確に把握し、必要なサービス量や基盤整備等に基づいて介護保険サービスの事業費及び介護保険料等を見込むとともに、高齢者のいきがい施策や相談支援体制等の高齢者福祉施策と併せて一体的な計画として策定するものです。

「第6期」プランについては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を図る施策の推進が求められています。また、介護保険法の改正に伴い、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行や認知症施策の推進等について、計画に位置づけていく予定です。

2 計画期間

平成27年度から平成29年度まで

3 計画の位置づけ

○老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画

○介護保険法第117条に定める市町村介護保険事業計画

4 計画策定の方法

平成25年度に実施した基礎調査結果等を踏まえ、審議会での専門的立場からの協議や今後実施予定の日常生活圏域フォーラム（仮称）での市民からの意見等をもとに、計画の完成を目指します。



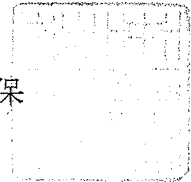
柏保保第71号

平成26年5月15日

柏市健康福祉審議会

会長 様

柏市長 秋 山 浩 保



ノーマライゼーションかしわプランの策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

ノーマライゼーションかしわプランの策定について

2 添付書類

別紙のとおり

ノーマライゼーションかしわプランの策定について

1 概要

障害福祉分野の部門計画として策定するもので、障害のある人が暮らしやすい環境づくりに向けて、市が取り組むべき今後の障害者施策に関する基本的な事項、方向性を定める障害者基本計画と障害福祉サービスの目標値等を示した障害福祉計画を一体的に定めていくものです。

2 計画期間

平成27年度から平成29年度まで

◇『ノーマライゼーションかしわプラン』計画期間

平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度
第3期柏市障害者基本計画								
前期計画			中期計画			後期計画		
		見直し			見直し			見直し
第3期柏市障害福祉計画			第4期柏市障害福祉計画			第5期柏市障害福祉計画		
		見直し			見直し			見直し

3 計画の位置づけ

○障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者基本計画

○障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画

4 計画策定の方法

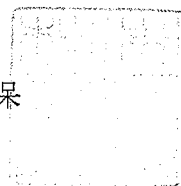
平成25年度に実施した障害者計画策定のための基礎調査の結果、国の動向や市の課題等を踏まえ、障害当事者、支援者及び現場ケースワーカー等の意見、自立支援協議会及び健康福祉審議会での専門的立場からの協議等をもとに、計画の完成を目指します。



柏保保第72号
平成26年5月15日

柏市健康福祉審議会
会長 様

柏市長 秋 山 浩 保



第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

2 添付書類

別紙のとおり

第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

1 概要

市では、母子及び寡婦等の生活の安定と向上を目的に、第1期「柏市母子家庭等自立促進計画」を平成22年度から26年度までの計画期間として策定し、施策を実施しました。

近年の社会経済環境の変化、地域コミュニティの希薄化などによる子育ての孤立感・負担感の増加、非正規雇用の増加などによる就労環境の変化など様々な社会環境の変化があり、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい現状にあります。

ひとり親世帯の相対的貧困率は50%を超えており、よりきめ細やかな就業支援、生活支援及び経済的支援などの各種施策を実行するため、市民や地域、関係機関、行政等が密接な連携をとり、ひとり親家庭等の自立支援を促進する第2期計画を策定するものです。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

3 計画の位置付け

母子及び寡婦福祉法第12条に規定する計画。

国では平成14年11月に母子家庭等に対する福祉サービスの展開と自立支援を目的とした「母子及び寡婦福祉法」を改正し、法第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられました。

4 計画策定の方法

平成26年7月までに、ひとり親家庭等1,000世帯対象のニーズ調査アンケートを実施します。

アンケート調査を基に8月に計画素案を作成します。

計画素案等を柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会での3回の審議及びパブリックコメント等を経て、平成27年3月に計画を策定します。



柏保保第73号

平成26年5月15日

柏市健康福祉審議会

会長 様

柏市長 秋 山 浩 保

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について
(民生委員・児童委員の基準定数について)(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について(民生委員・児童委員の基準定数について)

2 添付書類

別紙のとおり

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について
(民生委員・児童委員の基準定数について)

1 概要

第三次地方分権一括法により、これまで国が法令で地方公共団体に義務付けてきた基準及び施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施する必要が生じました。

民生委員・児童委員の定数においても、これまで国の基準に従い、知事が市町村の区域ごとに定めていた定数を、柏市が条例で定める必要が生じたため、基準条例を制定するものです。

※第三次地方分権一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）

2 条例で制定する基準の内容

(1) 民生委員・児童委員の定数

3 諮問の内容

条例で制定する基準の内容について、御意見を求めるものです。



柏保保第74号
平成26年5月15日

柏市健康福祉審議会
会長 様

柏市長 秋 山 浩 保

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について
(介護サービス事業者等の基準について)(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について(介護サービス事業者等の基準について)

2 添付書類

別紙のとおり

第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について
(介護サービス事業者等の基準について)

1 概要

第三次地方分権一括法により、これまで国が法令で地方公共団体に義務付けてきた基準及び施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施する必要が生じました。

介護保険法においても、これまで国が省令で定めていた介護サービス事業者等の基準を、柏市が条例で定める必要が生じたため、基準条例を制定するものです。

※第三次地方分権一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）

2 条例で制定する基準の内容

- (1) 居宅介護支援の事業に係る人員、運営等の基準及び申請者の要件
- (2) 介護予防支援の事業に係る人員、運営等の基準及び申請者の要件
- (3) 地域包括支援センターに係る人員、運営等の基準

3 諮問の内容

条例で制定する基準の内容について、御意見を求めるものです。

平成26年5月15日

第1回健康福祉審議会全体会資料

1	部署名
	保健福祉部
2	部の所管事業
	保健福祉総務課（保健・福祉・医療施策の推進，民生委員，防災福祉K-net事業，墓地等の経営許可，日本赤十字社，戦没者遺族等の援護など） 福祉政策課（福祉部門の総合調整，地域医療・柏地域医療連携センター等） 医療公社管理課（市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理） 法人指導課（社会福祉法人等の設立許可・指導監査） 高齢者支援課（高齢者施策の計画策定，介護保険制度の運営，介護保険の資格管理，保険料の賦課・収納，要介護認定，高齢者生活支援事業など） 介護基盤整備室（老人福祉施設整備，介護サービス事業者等の指定・指導・監査など） 障害福祉課（障害者施策，障害者基本（福祉）計画，障害者手帳，障害福祉サービス事業者等の指定・指導・監査など） 障害者相談支援室（障害者の相談支援，障害者の虐待防止など） 障害福祉就労支援センター（障害者の生活訓練・就労支援） 福祉活動推進課（地域包括支援センター，介護予防，高齢者の権利擁護など） 生活支援課（生活保護金品の支給，行旅死病人，ホームレス，無縁者の埋葬，中国残留法人など）
3	25年度事業の総括
	（1）地域福祉の推進 ・ 防災福祉K-netの普及啓発 - 町会など支援団体向け研修会を開催するとともに要援護者台帳管理システムを導入しネットワークの拡張を進めました。 ・ 自殺予防対策事業の推進 - フォーラム，街頭キャンペーン等による啓発，ゲートキーパーの養成，電話・対面相談の実施，自死遺族が集える機会と場所の提供などを行いました。 ・ 生活保護制度の適切な実施 - 生活保護者への自立支援として制度の周知，ハローワーク常設窓口の設置等相談体制の充実また職員の資質向上に取り組みました。

(2) サービスを選択できる環境整備

・地域包括ケアシステムの具現化

医療関係団体の協力のもと医療介護連携の拠点作りを進めました。地域全体で高齢者を支える体制づくりとして地域包括支援センターの人員増による機能強化をはたし、成年後見等の権利擁護の充実に努めました。

・安心・安全な社会環境の整備

高齢者施策として介護基盤である在宅あるいは施設の介護保健サービスの整備、水準向上に取り組みました。また、生活保護者の自立支援として就労、社会参加等の支援を行いました。

(3) 高齢者・障害者の活力を地域へ還元

・高齢者いきいきプラン、ノーマライゼーションかしわプラン

各プランの中間年として、高齢者の住み慣れた地域での健康づくりや介護予防、障害者の就労を相談段階から定着まで一貫した支援体制の確立に努めました。

・生きがい就労の創生

高齢者の生きがい就労によるコミュニティの構築を目指し、民間事業者が高齢者を雇用し農業、生活支援、育児、食などの地域課題にかかわる仕組みづくりを行いました。

(4) 安心した医療の提供

・在宅医療

訪問診療を行う主治医とサポートする副主治医の医師複数体制の整備、在宅医療研修等の実施、介護と医療の連携強化のため医療、看護、介護従事者による会議の設置を行うとともに、訪問看護師確保のためのフェアを開催しました。

・救急医療

夜間、休日の救急医療体制確保のため一次救急では夜間急病診療所、休日当番医の充実、二次救急では輪番病院を核とした体制の維持、また社会医療法人への支援、小児夜間救急の整備、三次救急では救命救急センターによる高度医療の確保、脳卒中・心疾患・消化管出血等命に直結する疾患対応体制の整備を支援しました。

・市立病院の機能強化

地域医療のセーフティーネットとしての役割を明確にする将来ビジョンの作成、中期構想の策定から新たな病院像の実現のための基本方針を策定しました。

4 26年度の主な事業

(1) 地域健康福祉

・社会的孤立防止、自殺予防対策の推進

高齢者等が地域で孤立した状態にならないよう防止策に取り組めます。また、自殺予防セーフティーネット構築のため対面、電話相談の実施、ゲートキーパーの養成、自死遺族支援を行い自殺予防のキャンペーン等啓発を実施します。

(2) 高齢者福祉

・第6期柏市高齢者いきいきプラン策定事業

平成27年度から29年度までを計画期間とするいきいきプランを策定します、この中で事業量に応じた介護保険料を見直していきます。

・高齢者の総合相談事業

地域包括支援センターで保健福祉等に関する相談を受け、様々な社会資源の活用や関係機関との調整を図り高齢者の地域生活を支援します。また、多職種が連携した地域ケア会議を開催し地域包括ケアシステムのネットワーク作りに努めます。

・高齢者の生きがい就労の推進

高齢者就労の新たな形として「生きがい就労」についてシルバー人材センターと連携し推進します。

・介護基盤整備事業

第5期いきいきプランの最終年として計画に沿って介護施設等を整備します。

・高齢者の権利擁護事業

成年後見制度の普及促進や市民後見人の養成、虐待防止のためのネットワーク作りを進めます。

(3) 障害福祉

・ノーマライゼーションかしわプラン策定事業

平成25年度に実施した基礎調査をもとに障害者施策の基本方向を定めるプランを策定します。計画期間は平成27年度から平成29年度までの3ヵ年です。

・障害者相談支援事業

障害者の生活上の困りごとやサービス利用の相談支援を行う相談支援事業所の相談支援専門員を増員し機能充実を図ります。

・心身障害者（児）福祉手当支給事業、重度心身障害者（児）医療費助成事業

高齢化に伴う障害者等が増加する中、経済状況を勘案した手当支給システムを見直します。また、重度心身障害者（児）を対象に健康保健診療の自己負担金を助成

します。あわせて医療費助成の現物給付化を目指します。

- ・ 障害者就労支援事業

就労相談や職業能力評価、職業準備訓練等を実施し一般企業への就労を支援します。

- (4) 生活支援

- ・ 就労支援プログラム事業

生活保護からの経済的自立を目指して65歳未満の未就労者等を対象に就労支援員によるハローワーク同行訪問などの支援を行います。

- ・ 生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活保護にいたる前段階で支援を行うことにより生活困窮者がその状態から脱却するよう状況に応じた包括的、継続的相談支援を行います。

- (5) 医療、公社管理

- ・ 柏市立病院の機能強化（基本設計委託）

25年度に策定した柏市立病院整備基本方針の具体的な取り組みを進めます。

- ・ 救急医療体制整備事業

一次、二次の救急医療にかかる体制確保に努め、命に直結する疾患対応体制の整備を支援します。

- ・ 在宅医療の推進

医師、多職種による在宅医療・看護・介護連携を推進し情報共有システムの運用、在宅医療研修の実施、病院から在宅へ戻る際の調整支援を行います。

- ・ 社会福祉法人等の適正な運営

社会福祉法、老人福祉法、児童福祉法令等に基づき社会福祉法人、社会福祉施設等の運営管理、入所者処遇、会計管理等指導監査を行います。また、法人設立認可手続きや相談、設立後の定款、役員変更等の認可、届出受理、各種照明発行等を行います。

平成26年5月15日

第1回健康福祉審議会全体会資料

1 部署名	保健所
2 部の所管業務について	総務企画課（健康危機管理総括，診療所・薬局などに関すること，医療従事者免許など） 保健予防課（感染症の予防・啓発，精神保健福祉に関する相談・知識の普及など） 生活衛生課（食中毒の予防，食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設の衛生指導など） ※動物愛護ふれあいセンター（動物愛護精神の普及啓発，犬の登録など） 地域健康づくり課（母子健康手帳交付，乳児・妊婦健康診査，予防接種，未熟児養育医療費，難病相談，栄養士・調理師等免許，幼児健康診査，健康相談，地域ぐるみ健康づくりなど） 成人検診課（がん検診と健康診査・相談に関することなど） 衛生検査課（腸内細菌検査等の衛生上の試験・検査に関することなど）
3 25年度事業の総括	少子高齢化や核家族化の進展等を背景に健康危機管理拠点として一層の機能強化が求められる中，生活習慣病の増加などともに近年の新型インフルエンザ等感染症，震災及び放射線対策等の新たな健康危機事案に対処するため，これら新たな社会情勢を反映し，今後の保健所運営の指針となる「柏市保健所運営基本計画（計画期間 H23.4～H28.3）」を改訂するとともに市民の健康づくりに特化した「柏市健康増進計画」の推進を図るとともに「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定などを進めてまいりました。 【主な事業】 I 健康づくりの推進 ①「柏市健康増進計画（計画期間 H25.3～H35.3）」の推進 ・市民の健康増進に特化した各種施策事業を展開。 ②がん対策 ・西原・酒井根をモデル地区に重点的な啓発活動を実施，受診率向上を図った。 II 健康危機管理体制の充実 ①「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定準備 ②放射線対策 ・市場流通品の放射性物質検査や WBC 測定費用助成や健康相談を実施。 ③動物愛護ふれあいセンターの開設準備 ・動物愛護事業等について，市独自の事業等の拡充に向けセンター整備を実施。 III 母子保健の推進 ①予防接種事業 ・予防接種法の改正に伴い「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」等を定期接種化した。

4 26年度の主な事業

「柏市保健所運営基本計画」に基づき、柏市第四次総合計画第六次実施計画等と整合を図りながら、引き続き、運営体制の強化等に努めながら各種施策事業を展開してまいります。

【主な事業】

I 健康づくりの推進

① 柏市健康増進計画の推進

・学童期、思春期、成年期を対象に学校、職場、地域等との連携を進める。

② がん検診登録者数・受診率の向上

・予防・啓発、検診、相談体制とともにネットワーク体制等整備を図り各種施策を推進するとともに、引き続き、受診率の向上に向けてモデル地区の取り組みを評価・検証し今年度、新たに風早北部地区をモデル地区として普及啓発活動を重点的に実施する。

③ 精神保健福祉対策の充実

・専門家によるこころの健康相談とともにハイリスク者対策としてアルコール関連問題について悩み事相談やケアに取り組んでいく。

④ 柏市肝炎ウイルス検査事業

・従来実施の感染症法による「緊急肝炎ウイルス検査」に健康増進法による内容(個別勧奨等)及び事後フォローの充実のより受診者数の一層の向上、事業充実を図る。

II 健康危機管理機能と体制の充実

① 新型インフルエンザ等対策の推進

・本市行動計画の策定にあわせ備蓄品整備、健康危機管理訓練の実施等をすすめる。

② 動物愛護業務等の充実

・柏市動物愛護ふれあいセンターの開設により、施設への収容数を減らし返還や譲渡数を増やすよう適性飼養について啓発等を実施していく。

③ 放射線対策

・引き続き、放射線に対する市民の不安軽減に向けて市場流通品の定期的な放射性物質検査や健康相談、WBC 測定費用助成等を継続し、この結果を公表していく。

III 母子保健の推進

① 予防接種の推進

・国の制度改正に基づき、4月より「風疹抗体価検査」「風疹予防接種」を開始。6月からは「小児B型肝炎予防摂取」を、また、10月からは「水痘ワクチン」「成人肺炎球菌ワクチン」の実施を予定している。

② 小児慢性特定疾患への対応

・平成27年1月からの新制度導入に向け助成対象や給付水準の見直しを図るとともに既認定者への対応及び一般周知を図っていく。

平成26年5月15日

第1回健康福祉審議会全体会資料

1	部署名
	こども部
2	部の所管業務について
	子育て支援課（子ども・子育て支援新制度の準備，子育て支援，児童センターなど） こども福祉課（家庭児童相談，児童手当，子ども医療費助成など） 学童保育課（学童保育，こどもルームの運営・整備） 保育整備課（保育園の整備など） 保育運営課（保育園の運営など） こども発達センター（こども発達相談，療育支援など） キッズルーム（入園児童の生活指導，機能訓練など）
3	25年度事業の総括
	子育てを取り巻く課題解決に関する事業に重点的に取り組みました。 (1) 柏市待機児童解消アクションプランの策定・実施 昨年7月に「緊急対策 柏市待機児童解消アクションプラン」を策定し，私立認可保育園の新規整備を基本とした，2か年集中の緊急的な取り組みを進めてきました。 この結果，この4月1日時点の国基準の待機児童は，昨年4月の117名から，67%減の39名となりました。来年4月には国基準の待機児童ゼロを目指します。 (2) 要支援家庭・児童への支援の充実 児童虐待を対応する家庭児童相談担当の体制整備として，職員1名及び相談員1名を増員し適切な対応に努めました。 平成25年6月に公布された「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」に基づき，要保護児童等への支援・介入の進行管理を徹底させるため，システムの導入を図りました。また，児童虐待防止における市民等への理解を深めるため新たに11月街頭キャンペーン及び懸垂幕の掲示等の啓発活動を実施いたしました。 (3) 子ども・子育て支援に関する新制度への対応

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本施行に向け、平成25年7月に子育て支援施策の審議の場として「柏市子ども・子育て会議」を設置、併せて施策検討のための子育てに関する市民ニーズ調査を行いました。

また、柏市健康福祉審議会(児童健康福祉専門分科会)に対し、新制度の施行に伴う各種基準の整備について諮問し、平成26年4月に答申を受けました。

4 26年度の主な事業

(1) 待機児童の解消

アクションプランに基づき、来年4月の国基準の待機児童ゼロを目指し、今年度は、さらに、私立認可保育園5園の整備を行う予定です。

(2) 子育て世帯の経済的支援

平成26年8月1日より子ども医療費助成制度を改正し、通院の対象年齢を、現行の小学校3年生から中学校3年生に拡大いたします。併せて自己負担額を現行の200円から300円に引き上げ、小学校4年生以上の通院に係る医療費については、県制度と同様の所得制限を設けます。

また、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯臨時特例給付金事業を実施します。

(3) 子ども・子育て新制度準備

平成27年度の新制度移行に向けた関係条例を制定し、新制度による認可業務や入園受付業務等を平成26年度から開始します。

また、市民ニーズ等を基礎資料とした子ども・子育て支援事業計画を子ども・子育て会議で審議をいただきながら策定します。

■保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿

平成26年度

	役 職	氏 名
保健福祉部	部長	下 隆 明
	次長（兼）保健福祉総務課長	上 野 哲 夫
	次長（兼）高齢者支援課長	秋 谷 正
	福祉政策課長	松 本 直 樹
	医療公社管理課長	石 塚 博 高
	法人指導課長	渡 邊 祐 康
	介護基盤整備室長	渡 辺 清 一
	障害福祉課長	枝 川 政 子
	障害者相談支援室長	宮 本 治 道
	障害福祉就労支援センター所長	宮 本 大
	福祉活動推進課長	佐 藤 高 市
	生活支援課長	酒 巻 薫
保健所	所長	山 崎 彰 美
	次長（兼）総務企画課長	関 秀 樹
	保健予防課長	広 木 修 一
	生活衛生課長	大日方 洋一
	動物愛護ふれあいセンター所長	石 川 桂 一
	地域健康づくり課長	山 口 秀 明
	成人健診課長	坂 巻 一
	衛生検査課長	木 内 哲 也
こども部	部長	秋 山 享 克
	次長（兼）保育整備課長	高 橋 直 資
	子育て支援課長	福 島 浩 光
	こども福祉課長	高 橋 秀 明
	学童保育課長	宮 島 浩 二
	保育運営課長	成 嶋 等
	こども発達センター所長	関 口 洋 一
	キッズルーム所長	吉 岡 正 裕

平成26年度 柏市健康福祉審議会 開催予定

平成26年5月15日現在

	全体会	専門分科会					
		民生委員	障害者	審査部会	児童	高齢者	地域健康
4月							
5月	15日(木) 13:30～		29日(木) 13:00～			29日(木) 15:00～	
6月				25日(水) 19:00～	5回を 予定		
7月		5回程 度を予 定	17日(木) 13:30～			17日(木) 10:00～	
8月							
9月							
10月			9日(木) 13:30～	22日(水) 19:00～		16日(木) 13:30～	2日(木) 13:30～
11月			20日(木) 13:30～			20日(木) 10:00～	6日(木) 13:30～
12月						25日(木) 13:30～	
1月			29日(木) 13:30～				
2月	下旬 (日時未定)			25日(水) 19:00～		5日(木) 13:30～	12日(木) 13:30～
3月							

※ 各専門分科会の開催日時につきましては、会場の都合等により、変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

※ 正式な開催通知文につきましては、約1か月前に郵送させていただきます。

(お問合せ先)

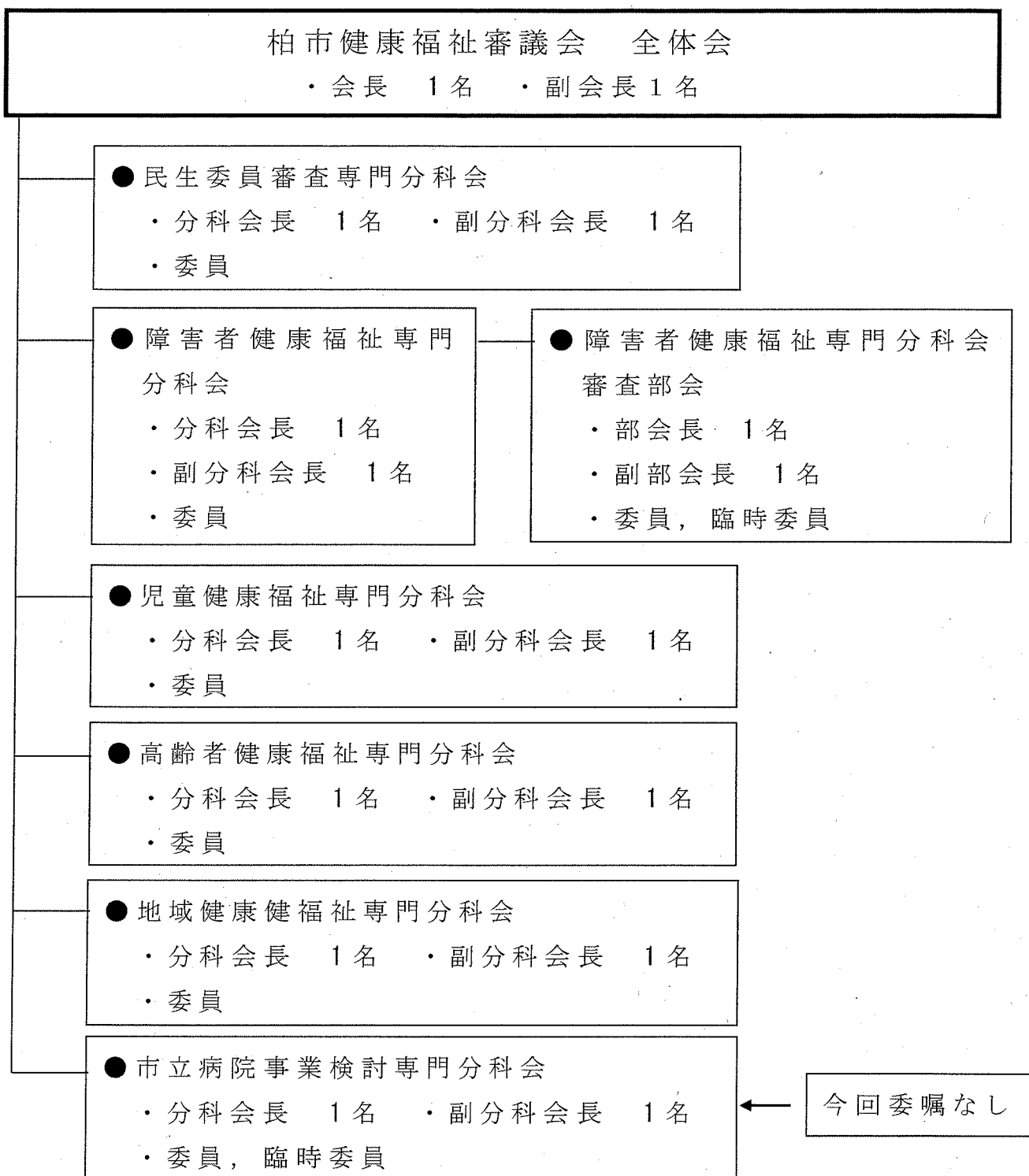
柏市役所保健福祉総務課 企画総務担当:込山, 間館(まで)

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1131/FAX 04-7164-3917

E-mail:hokenfukushi@city.kashiwa.lg.jp

柏市健康福祉審議会の構成



○柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日
条例第46号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(平25条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により

これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者健康福祉専門分科会

(3) 児童健康福祉専門分科会

(4) 高齢者健康福祉専門分科会

(5) 地域健康福祉専門分科会

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項

(2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項

(3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項

(4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第7条第1項第6号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例33・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例24・一部改正)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

- 2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。
- 3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。
- 4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成25年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

